

「下鎌田小学校 いじめ防止対策基本方針」

「いじめ」問題の増加や深刻化が社会問題となっている中で、教育再生実行会議では「いじめ問題への対応について（一次提言）」から「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）が制定された。これを受け、下鎌田小学校では、組織的対応を行うための「いじめ防止対策基本方針」を示す。

1 いじめの定義

【文部科学省 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 1 章 第 2 条より】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 「いじめ」の問題に関する本校の基本的な姿勢

- (1) 組織的対応 …教員の指導力の向上 <学校が一丸となって取り組む>
- (2) 未然防止 …いじめを見て見ぬふりをせず、声をあげられる学校づくり <周囲に働きかける>
- (3) 早期発見・早期対応 …子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す <被害の子供を守る>
- (4) 保護者・地域・関係機関との連携 …<地域が総がかりで取り組む>

3 「いじめ防止」に向けて

(1) 道徳教育等の充実

- ・週 1 回の道徳授業については、指導方法等を吟味し授業を行う。（学期 1 回は、いじめに関わる授業を行う。）
- ・道徳地区公開授業、公開講座を通して、「いじめ」に対する学校の取り組みを保護者・地域に対して理解してもらう良い機会とする。

(2) 早期発見のための措置

- ・毎朝の健康観察による呼名、返事、顔色・衣服の状況を通して日々の変化を察知する。
- ・欠席状況、欠席理由の把握（無届の場合は、1 限目終了までに保護者に電話を行い欠席の状況を把握する。2 日以上欠席も、毎日、電話で同様に確認を行う。）
- ・長期欠席児童の把握、副校長へ報告。
- ・スクールカウンセラーとの面談を 1 学期中に実施する。（5 年生対象）
- ・「なんでも相談カード」を活用し、児童の悩みや相談を受け容れる。スクールカウンセラーとの面談設定や個別指導に生かす。
- ・「豊かな心をはぐくむために<いじめ発見・対応、いじめ防止のための実践プログラム>」を活用し、

各学級において年3回（6月、11月、2月）いじめに関する授業を実施する。

実施時期	指導内容
1学期（6月）	豊かな人間関係を育むためのプログラム
2学期（11月）	人権感覚を磨くためのプログラム
3学期（2月）	生命尊重の視点に立ったプログラム

*指導内容については、「豊かな心をはぐくむために<いじめ発見・対応、いじめ防止のための実践プログラム>」参照。

- ・「学校生活や友人関係に関するアンケート」年3回（6月、11月、2月）を実施する。アンケートは、生活指導部にて3年間保存する。

(3) 相談体制の整備

- ・「いじめ」に関する未然防止対策は、主として「生活指導部」を中心に企画・運営する。
- ・月1回、「月例いじめ対策委員会」を開催し、いじめ事案の情報収集にあたる。構成メンバーは管理職、主幹教諭、学年主任とする。
- ・児童への「いじめ」状況が把握された場合には、「いじめ対策委員会」を下記の構成メンバーで組織し、解決にあたる。

【いじめ対策委員会】

- ・校長
- ・副校長
- ・生活指導主幹（主任）
- ・該当学年主任
- ・該当学級担任
- ・スクールカウンセラー
- ・必要に応じて養護教諭

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・月1回の安全指導日の中で、発達の段階に応じて計画的に指導を行う。
- ・道徳授業の中でも、教材として意識的に取扱い指導の機会とする。
- ・モラル向上の授業を実施する。
- ・学校公開等を活用し、警察、ネットモラルに関わる講師らを招き、保護者と児童が学ぶ機会を設定する。講師を招き、ネットモラル授業を4～6年生に実施する。

(5) 職員の研修と情報の共有

- ・毎週金曜日の生活指導連絡会（16時15分～16時30分）の中で、児童の学校内外での状況の情報を共有する。
- ・年3回の生活指導全体会の中で、研修を行う。

【1学期】生活指導全体会（情報を共有し具体的対応策等について事例検討）

【2学期】スクールカウンセラーを中心とした講演など

（いじめの未然防止・いじめ対応・生命尊重・自己肯定感の育成等）

【3学期】生活指導全体会（今年度の成長と次年度への課題及び次年度への引継ぎ事項等）

(6) 学校サポートチームについて

- ・主な取り組みは、「いじめの実態についての情報共有」「地域への啓発」「地域での見守り」「問題発生時における学校への協力」。
- ・構成メンバーは、「民生児童委員」「町会長」などで構成する。学校評議委員を兼務されているので、学校評議委員会後に、必要に応じて連絡会を開催する。

4 段階に応じた具体的な取り組み

	主 な 取 り 組 み	中心的な役割を果たす者
未然防止	・いじめに関する校内研修・行事の計画・実施	生活指導主任
	・いじめに関する授業の計画・実施	道徳主任・学年主任・生活指導主任
	・いじめ防止プログラムの実施	生活指導主任
	・学校評価による検証と基本方針の見直し	
	・生活指導連絡会の運営	生活指導全体会担当
	・生活指導全体会の運営	
	・日々の健康観察の実施と把握（欠席状況含む）	養護教諭
・学校だより、学年だより、保護者会の積極的な活用	副校長・学年主任	
早期発見	・「学校生活や友人関係に関するアンケート」の実施	学級担任・生活指導主任
	・スクールカウンセラーによる面接設定、面接実施 （5年生は全員実施。他学年は必要に応じて設定・実施）	学級担任・学年主任・副校長 スクールカウンセラー
	・心の安心カードの活用	養護教諭
早期対応	・被害の児童・保護者に対する心のケア	学年主任・担任・養護教諭 スクールカウンセラー
	・加害の児童・保護者に対する組織的・継続的な観察と指導	校長・副校長・学年主任・学級担任 生活指導主任
	・地域の人材を活用した登下校の児童の見守り	校外サポート・学校応援団
重大事態への対応	・被害の児童への複数の教員によるマンツーマンの保護 （対応の方法に関しては状況により判断する。）	学年主任・専科
	・区教育委員会への報告	校長・副校長→区教育委員会 →警察
	・警察への相談、通報	
	・地域との連携・情報の共有	校長→学校応援団